

大和市熱中症特別警戒情報等発表時の対応指針

(令和 7 年 7 月 1 日)

近年、気候変動等の影響により、国内の熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移している。

こうした状況から、令和5年に気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号。以下「法」という。)が改正され、従前から運用されてきた「熱中症警戒アラート」が、法に「熱中症警戒情報(以下「熱中症警戒アラート」という。)」として位置づけられるとともに、気温が特に著しく高くなり熱中症による人の健康に対する重大な被害が生じるおそれのある場合に発表される「熱中症特別警戒情報(以下「熱中症特別警戒アラート」という。)」が創設された。

「熱中症特別警戒アラート」が発表された地域では、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、自発的な熱中症予防行動の実施、また、家族や周囲の人々においては見守りや声かけ等の共助や、公助の行動をとっていただくことが求められることとなった。

この指針は、熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートが発表された際の市の対応を取りまとめたものである。

① 熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート

運用期間は、いずれも毎年 4 月第 4 水曜日から 10 月第 4 水曜日とされている。

(1)熱中症警戒アラート(法第 18 条関係)

気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に発表される。

情報の目的	熱中症の危険に対する「気づき」を促す
発表基準	神奈川県内のいずれかの暑さ指数情報提供拠点※において、翌日・当日(前日午後 5 時頃及び当日午前 5 頃時点)の日最高暑さ指数(WBGT)が 33(予測値)に達する場合
発表時間	前日の午後5時及び当日の午前5時
情報の伝達	環境省は、ホームページ等において発表し、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

※横浜、三浦、海老名、辻堂、小田原のアメダス地点

(2)熱中症特別警戒アラート（法第 19 条関係）

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表される。

情報の目的	全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援
発表基準	神奈川県内全ての暑さ指数情報提供拠点において翌日（前日午前 10 時頃時点）の日最高暑さ指数(WBGT)が 35(予測値)に達する場合等
発表時間	前日午後 2 時頃に発表
情報の伝達	環境省は、メールで都道府県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。 市では、神奈川県からメールで通知を受け、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

02 暑さ指数

暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標である。単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されるが、その値は気温とは異なる。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標である。

暑さ指数は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO 等で国際的に規格化されており、この暑さ指数を基準に(公財)日本スポーツ協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を公表している。

環境省では、暑さ指数の情報を「熱中症予防情報サイト」で公開するほか、暑さ指数メール配信サービス(熱中症予防情報メール)、LINE 公式アカウントで情報配信している。

熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

※熱中症予防情報メール及び LINE 公式アカウントの登録方法も掲載されている。

③ 指定暑熱避難施設等の指定

本市では、外出時に暑さによる体力の消耗や熱中症を予防するため、冷房の効いた休息利用できる市内の施設を大和市熱中症予防ひと涼みスポット(以下「ひと涼みスポット」という。)として指定し、毎年6月1日から9月30日までの間設置している。

ひと涼みスポットのうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則の基準に適合するものを指定暑熱避難施設(以下「ひと涼みスポット(クーリングシェルター)」という。)として指定し、熱中症特別警戒アラート発表時に開放する。



④ 熱中症警戒アラート発表時の市が行う情報伝達

(1) 市民等への情報伝達

アラートの発表を以下の媒体で伝達する。

- ① 防災行政無線
- ② LINE
- ③ 市役所本庁舎及び保健福祉センター(窓口サイン掲示含む)の館内放送

(2) 庁内関係課へ注意喚起

学校や保育所の所管課へ注意喚起を行う。

⑤ 熱中症特別警戒アラート発表時の市が行う情報伝達

(1) 市民等への情報伝達

アラートの発表を以下の媒体で伝達する。

- ① 市ホームページ(『重要なお知らせ』に掲載)
- ② 防災行政無線
- ③ LINE
- ④ FM やまと
- ⑤ 市役所本庁舎及び保健福祉センター(窓口サイン掲示含む)の館内放送

(2)庁内の情報共有と各課等の対応

アラートの発表を受け、ひと涼みスポット及びひと涼みスポット(クーリングシェルター)に指定される市公共施設の開設確認や、関係団体・施設利用者等に対するアラートの伝達と対応等の周知について、全庁にメールで伝達する。

(3)民間施設のひと涼みスポット(クーリングシェルター)への情報伝達

アラートの発表を共有するとともに、受け入れへの備えについての再確認をメールにて呼びかける。

⑥ 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート発表時の市の対応

イベント等の責任者として熱中症予防行動の実践やイベント等の中止・延期の判断をするとともに、屋外施設の管理者は利用者に対し、同様の周知を行う。

また、市民に対し所管の関係団体等を通じて見守りや熱中症予防行動の実践を促す。

(1)イベント・スポーツ等の実施

市主催イベントは、十分な熱中症予防対策を実施するとともに、中止や延期するなど、国や関係団体が作成する熱中症対策ガイドライン等に沿って対応する。

また、施設利用者や、共催・関係団体等のイベントに対しては、アラートの発表と併せて当該ガイドライン等に沿った対応をとるよう周知する。

①日常生活に関する指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31 以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。

※日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4」(2022)より

②運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31 以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。

※(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

(2)熱中症弱者への対応

脱水状態にある人、高齢者、乳幼児、からだに障害のある人、肥満の人、過度の衣服を着ている人、普段から運動をしていない人、暑さに慣れていない人、病気の人、体調の悪い人などの熱中症にかかりやすい方々は、自助による熱中症予防行動が難しい場合もあることから、熱中症特別警戒アラート発表時には、関係団体や、家族、周囲の人々による見守りや声かけ等の共助等を積極的に勧める。

(3)小中学校

教育委員会が定める「大和市熱中症対策ガイドライン」に基づき、熱中症予防行動の実践と熱中症の応急処置への対応等、熱中症対策を行う。